

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムのスクリーニング評価に係る 評価単位の見直しについて

1. 背景

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムについては、昨年夏（平成 24 年 7 月 27 日）の本合同会合におけるスクリーニング評価の審議において優先評価化学物質相当と判定された。

しかしながら、その後の精査を踏まえ、前回の本合同会合（平成 24 年 12 月 21 日）において、「7月の判定の際に用いた有害性情報は、本化学物質単体ではなく、本化学物質を含む LAS（複数の類縁化学物質の混合物）を被験物質とした有害性情報であった。また、本化学物質は LAS の混合物として製造・輸入・出荷されることが多いという実態を踏まえると、こうした実態を踏まえた評価単位が望ましい」とされ、「評価単位を見直し、今年度内に再度判定を行う」とされた。

（参考）昨年夏の本合同会合における審議結果

CAS 番号	化学物質名	生分解性	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度
25155-30-0	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	難 (デフォルト)	人健康 1 生態 1	人健康 4 生態 2	高

2. 評価単位見直し案

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムに代えて直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキル基の炭素数が 10～14 のもの及びその混合物に限る。）とする。

3. 評価単位見直し案の根拠及び考え方

7月の判定の際に用い、今後のリスク評価でも参考となる有害性情報は、アルキル基の炭素数が 12 のドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム単体ではなく、アルキル基の炭素数が 10～14 の範囲の直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムの混合物を被験物質とした有害性情報であった（別添参照）。

また、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム単体の製造・輸入量は少なく、多くの場合、アルキル基の炭素数が 10～14 の範囲の直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムの混合物として製造・輸入・出荷されていることが確認された。

以上を踏まえて、今般優先評価化学物質として指定する評価単位は、直鎖アル

キルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキル基の炭素数が 10～14 のもの及びその混合物に限る。）とすることが適切と考えられる。

なお、アルキルベンゼンスルホン酸塩にはナトリウム以外の塩（カルシウム塩、マグネシウム塩等）が存在するが、これらの届出実態を確認したところ、炭素数が 10～14 よりも長鎖の場合もしくは、直鎖ではなく分岐構造を有するものが多かったことから、7月の判定の際に用いた有害性情報の被験物質とは物性等が異なり、別途スクリーニング評価を行うべきものと考えられる。

また、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸については、有害性及び環境中に排出される恐れについて、現時点で情報を精査中であり、現時点で直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムと合わせてスクリーニング評価を行うことはしないが、今後、別途検討が必要と考えられる。

4. 判定案

CAS 番号	化学物質名	生分解性	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度
25155-30-0 等	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキル基の炭素数が 10～14 のもの及びその混合物に限る。）	難 (デフォルト)	人健康 1 生態 1	人健康 4 生態 2	高

(参考) 構造式

